

平成29年度

熊野町農業委員会

議事録

第9回

熊野町農業委員会

平成29年度第9回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 平成29年10月24日(火)午前9時

2. 開催場所 役場3階 303会議室

3. 出席委員(9人)

委員	1番	小田原勝好
委員	3番	岩井 治子
委員	4番	橋川 勝則
委員	5番	菅尾 寛治
委員	6番	立花 宏保
委員	7番	伊藤 亮造(遅刻出席)
委員	8番	庄賀 深雪
会長職務代理者	9番	原 恭博
会長	10番	中村 家隆

4. 欠席委員 委員 2番 中須 岩登

5. 農地利用最適化推進委員

委員	佛圓 治徳
委員	古武家光八

5. 議事録署名委員(2人)

委員	8番	庄賀 深雪
委員	1番	小田原勝好

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	穂坂 俊彦
農業委員会 主査	諏訪本壮太

会議の概要

議長	ただいまの出席委員は8名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達していますので、ただ今から平成29年度第9回熊野町農業委員会を開会します。
議長	はじめに、会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名をいたします。
議長	8番 庄賀委員と1番 小田原委員を指名します。
議長	それでは、議事日程に従って審議に入ります。 事務局より、議案の朗読をお願いします。
事務局	議事日程 朗読
議長	それでは、これより審議に入ります。 日程第1、議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局より議案の説明をお願いします。
事務局	日程第1議案第18号の、農地法第3条の規定による許可申請についてですが、申請の事由につきましては、譲渡人は、呉市に居住されておられまして、耕作することが困難なため、持ち分の全部を移転されるものでございます。譲受人は、申請地の持ち分を譲り受け、農業経営を継承され、経営規模を拡大されるというものになります。 営農計画としましては、レタスでありますとか、大根、トマトを作付けされるようになっておりまして、農地は、熊野町の下限面積であります10アール以上をお持ちでありますので、条件は満たされておられます。 それから、この2筆のうち1筆の 番地なんですけどこちらは

現在、熊野町の認定農業者であります さんが さんから無償で使用貸借を受けられまして使っておられる土地にあたります。耕作されておられる場所は、認定農業者さんは5棟ハウスをお持ちなのですが、そのうちの奥側といいますか東側の2棟が設置された場所にあたるため、譲渡人の さんは さんの方へ譲渡されることも当初、お考えだったようですが、地元で将来に渡って耕作される方へお譲りするほうが望ましいということから、 さんへお譲りされることになりました。

今回の手続きとして、この議案を作成する前の段階になりますが、現在は、 さんと さんが使用貸借の契約を交わされておられるわけですが、双方で一旦合意のもとで解約をされまして、今回、本件で許可がおりた場合には、この 番地につきまして、来月開催の農業委員会で さんと さんとの間で利用権の設定ということになりますが、もとのとおり さんが農地として利用する内容のものを結ぶための手続きを審議頂く予定です。

農地法第3条の規定による許可申請については、以上です。

議長

ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告並びに説明を求めます。

委員をお願いします。

委員

報告の前に一言、話させて頂きたいのですが、私は7月20日付で熊野町の農地利用最適化推進委員の委嘱を請けました。農業のことは余り詳しくは無いのですが、事務局と連絡を取り合いながら頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

それから、今、議案で出ました件について、今月16日にここに居られます諏訪本主査に同行して現地を調査してまいりましたので、その状況を報告いたします。

場所は、 です。これは新宮の宮前地区というのがありますが、けどもその榊森神社というのがありますが、そのちょうど反対側、県道を挟んで反対側になる位置で、県道瀬野呉線の途中にあります、阿

戸との境界の海上側橋というのがありますけど、それから約100m余り西の熊野側へ寄ったあたりの県道から約50mくらい南東側に入った場所になります。

これは先ほど説明がありましたように さんが、現在この地を借りてビニールハウスを2棟設置しておられました。今回対象となりました 番は約612㎡くらいあるということでございますが、ハウスが全面にあるわけでは無くて、その端の方に約20坪くらいの同じ地番の土地がありまして、そこにはハウスは無くて、そこにいろんな野菜を作っておられました。まずハウスの中にはきゅうりを栽培されておられまして、ちょうど今、収穫できるようなきゅうりが実っておりました。それから今言いましたようにハウス外の部分については、白ネギ、ねぶかネギですね。ねぶかネギとか大豆を植えておられました。これは熊野の名産になっている黒豆ではなくて、どうも白大豆のような感じでしたけれど、作っておられます。その周囲についても非常に手入れがきれいに行き届いておりまして、だいたい、今どこの田んぼでも畦は草もぐれになっておるんですが、きれいに刈ってありまして、ハウスの周りもきれいに刈られていました。と言いますのは、農業をやるというこういふ野菜を作るときには草が生えておると虫がいっぱい集まってきて、やっぱり専門家がやられるときれいに保守されておるなと思いました。

そして、このハウスの下がちょうど 番になるんですけど、さきほど事務局から説明がありましたように、ここは今、

さんが借りて作っておられて、この借りておられるんですけども、今度、これを譲渡を受けられる人が所有者になると契約をもう1回を変えるというような状況があるようです。そういうことでこれは非常にこういうような形態で農業をやられるということは非常にどういいますか、一つの個人が持って放置するような状態が多い中では、一つの方向性を見てですね、こういうのがどんどん増えていけばですね、もっと農地が活性化するのではないかという感じを受けました。

それから2番目に、これは 番地という288㎡くらいの田んぼとして登録されておるようですが、現在は畑のような状態となって

議長	ありがとうございました。当案件について、何か 質問があればお願いします。
委員	諏訪本さん、今、下限面積はなんぼじゃって言った。
事務局	熊野町は10aです。
委員	20a。
事務局	いえ、10aです。1反です。
委員	2反じゃいうて聞いたんじゃが、1反。
事務局	いえ、10です。熊野町全域で10です。これ以上は下げられないものようです。
委員	前聞いたときには、50aじゃいうて説明があったよ。
事務局	法律上は50aなんですけど農地法3条の法律上はそうなんです、平成23年に町の方で。
委員	10aにしたんか。
事務局	農地法の改正によって下限を下げる事が出来るようになったんですね。
委員	はい、わかりました。いいです。50いうて聞いたけえ。
委員	これは賃貸でもいいんよ。10aというのは。借りとったやつでも借地でもその人が農業しとれば。Aさんが農地を借りても1反以上作って

<p>議場</p>	<p>おれば、それで権利は、取得をする権利は出てくるんよの。</p> <p>(その他多数の者から発言あり。)</p>
<p>議長</p>	<p>じゃ、その他に質問はありませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>はい、うちはですね、JAさんに貸しているんですよ。</p> <p>今、23区画くらいでですね、以前は満タンだったんですよ。</p> <p>最近、少子高齢化でね、利用者が少ないんですよ。何かいい方法ないですかね。借りたい人。</p> <p>結構、呉地でも萩原の方でも空き地が多いんですよ。</p>
<p>委員</p>	<p>だいたい一区画はどれくらいですか。広さは一区画が。</p>
<p>委員</p>	<p>一区画は30か40くらいですよ。</p>
<p>委員</p>	<p>え。</p>
<p>委員</p>	<p>30か40くらい。</p>
<p>委員</p>	<p>いやいや、面積。</p>
<p>委員</p>	<p>面積はちょっとわからんね。</p>
<p>委員</p>	<p>じゃ、だいたい10坪くらいか、15坪くらいかね。28で分けてあるといたら。</p>
<p>委員</p>	<p>結構広いですよ。</p>
<p>委員</p>	<p>場所はどこですか。</p>

委員	呉地。	
委員	呉地も広いわいの。	
委員	三丁目。	
委員	三丁目といいますと。苗代に行く道筋。	
委員	そうそう。ちょうど新しい道が出来たでしょう。 の さんのそのまっすぐ行ったところ。	さんと下
委員	川の向こう。	
委員	手前。2,000 m ² 以上あるんですよ。	
委員	看板出したら。	
議場	(その他多数の者から発言あり。)	
委員	活性化のためにね、誰か作ってもらえばいい。	
委員	あこへ看板あげちょきんさいや。	
委員	あげとるんと。	
議場	(その他多数の者から発言あり。)	
委員	きれいに整備されておられますか。今、 ようにへりはきれいに刈ってあるんですか。	さんがおっしゃる
委員	川掃除のときにきれいにしました。	

	<p>は原案どおり承認することに決定しました。</p>
議長	<p>次に日程第2、議案第19号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。</p>
議長	<p>事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。日程第2議案第19号の、「農地法第4条の許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>本件につきましては、農業委員会改選前の7月19日に開催をいたしました農業委員会で審議頂いた農地改良について、本件は前段で農地改良で審議を頂いておりまして、そちらの規模を拡張されるということでそれに伴う手続き上の変更といったものとなります。元の内容としては、場所で言いますと萩原のスーパーの藤三のやや東側の湖翠園団地の団地の中のやや外れに位置しますが、庄賀池というため池の一部が崩落をしているということがございまして、この修繕工事を行うことで、それに併せて、隣の田と面にする内容の農地改良を行いたいということがございまして、7月に審議を頂きました。図面をお付けしておりますが、根拠規定等をつけているものの一つ前のページのものが以前の農地改良のもので、その一つ前のページのものが今回のものになりますが若干縮尺が異なっていますが規模が大きくなっていることが分かるかと思えます。農地改良で申請された際には、申請者からは、上段にある田と下段にある田を一面にするため、1m未満の盛り土を行うことについて、埋立後については水田機能が失われないように十分な転圧を行うこと、現在の田の耕作に適した表土は一時的に隣接地に移設し、工事後は、そこへ戻して覆土として活用されるということ、それから、盛っておりますのでどうしても法面が発生するわけですが法面については植生を行い、土砂の流出防止措置を講じること、それから、去年は耕作されておられましたが、今年には耕作されませんでした、来年には、再び田として耕作することを約束されておられましたので、そのこと等を事務局からご説明いたしまして、ご審議いただいた結果、異議なしとして、届</p>

出を受理したものでございます。

その後なんです、それが今回の件にあたりますが、9月末ころになって、地権者の方がさらに上段の田と同じレベルまでかさ上げされ、隣接地で土地をお持ち さんも同様にされたいことを望まれたようでした、このことは、すなわち1m未満ではなくなって、1m以上の盛土高で1作以上耕作できない場合に該当する内容であったため、これは広島県策定の農地法関係事務処理ガイドラインにより、内容が農地法第4条の一時転用許可へと切り替わることを指導し、その結果、適正な形で申請がなされたため、ご審議頂くものでございます。

添付しております図面のとおり、埋立規模が拡大することによって、手続きが変わってまいります。工期が着手後2年へと延長されることと、大量の土砂が入ることになりますので、土砂法の適用を受け、埋立行為に一定の規制がかかります。これは県の許可が必要となってきます。それとこちら全体で30a、3,000㎡を超えるために、県の農業会議への諮問が必要となりまして、県農業会議から許可相当の答申がなされた場合に、初めて申請者に対して許可の通知をすることになります。

工事の内容につきましては、施工業者から聞く限りの話ですけども、農地の一時転用工事が完成した場合ですが、ご近所さんにも今回のこの工事のことはお話されておるようなんですけども、近くの方が農地になるのなら借りて耕作したいという方も出ているとのことでした。土地をお持ちの地権者さんもそのように望まれているとのことでした。

農地法第4条の規定による許可申請、一時転用については、以上です。

議長

はいありがとうございました。ただいまの説明に関連しまして、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに説明を求めます。

委員をお願いします。

委員

はい、今、事務局の方から大方説明して下さったような気がするんですが、もう1回。場所は、分かりますかね。まあ さんはわかる。庄賀地のスーパーの藤三の前の湖翠園団地というところがあるんですが、そこの外れに庄賀池というのがありますが、あれはウォンツの

ところからだっと200mくらい上がったところへ庄賀池、古ぼけた池があるんですが、西側の土手が今回崩れたということがきっかけとなって、この改良工事が始まったように聞いております。ほいでもう元のレベルまでは土手もええがいに直して、土地も全部一面にして改良工事も一応は済んでいるんですが、そこで さんのこともあるし、5mくらい高さをあげて、ですから、今、団地の方から見たら、うわーというようなところですが、それを一面にして農地にして戻すということです。で、 さんのところは、竹やぶにものすごい竹が生えて、民家へ接しておるような状況です。それをきれいに伐採して農地へ戻すという内容です。今、現状が原野になっておるよね。

それから、ここにあります さんというのは、 の社長か、会長かじゃろう思うんじゃが、役職がちょっと分からんが、

さんというの生家は庄賀池の前の方で生まれてから、筆の商売をするので いう所は知っておられますか、 商店。あの近くに住んで筆屋をしておられます。もう80余りの方であります。

それで、この工事は さんが行われて、 さんは過去にもやっぱりこういう事業をかなりやっておられます。呉地の

の方やら、初神の方やら大池の前のところ、で、東中学校の池の上のところなど、埋立工事でかなり実績がありますので、心配なく、ええ工事をしてくれると思っております。以上です。

議長

ありがとうございました。当案件につきまして、何か質問はありましたらお願いします。

委員

これ、進入路はどこから入るんかいの。あの、 さんのところの方かいの。

委員

いえ、団地の中から入るんよ。

議場

(その他多数の者から発言あり。)

委員	<p>今、言いんさったように人へ貸してもええいう話じゃろ。</p> <p>団地の方に住んでおるもんが、野菜を作りたいとか、言いんさって、貸してくれえや言いんさるんじゃろ。今、言いんさったけえの。</p>
事務局	<p>工事の業者さんと私が話をする限りではということなんですが、あの地元を周ってんだと思うんですよ。工事で。割と大きな工事ですから、騒音とかのこともありますので。そういう話の中で、農地になるんなら、ぜひそれは、借りて耕作したいという話を聞いております。</p>
議場	<p>(その他多数の者から発言あり。)</p>
議長	<p>それでは、お諮り^{はかり}します。</p> <p>議案第19号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご異議はありますか。</p>
議場	<p>(全員：異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第19号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、広島県農業会議に諮問した後に許可することに決定しました。</p>
議長	<p>それでは、次に日程第3、議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>日程第3議案第20号の、農地法第5条の許可申請について、ご説明いたします。こちらにつきましては、譲渡人さんは、田として耕作されておられましたが、近年、耕作されることが困難な状況にありまして、また、耕作されるにあたっての後継者はおられないことから、今後の維持管理を心配されておられていたようです。そうした中で、譲受人から土地を購入する旨の話がありまして、今回のような手続きに至ったとい</p>

	<p>うことのようにです。</p> <p>また、都市計画法上の手続きも今、進められているようで、こちらと同時許可ということになりますので、そちらは県等との事前協議と言いますか事前の調整が進んでいるといった報告がありましたので、今回、付議させて頂いたものでございます。</p> <p>簡単ですが、事務局からは以上でございます。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに説明を求めます。</p> <p>委員お願いします。</p>
委員	<p>まず、場所から説明させて頂きます。場所は、城之堀線の初神三差路へ行く途中に がありますよね。あこをちょっと庄賀地へ寄った方になります。ここへ道があるんですが、途中に という大きな工場がありまして、で、その道をずっと行ったら庄賀地の方へ抜けられんのかな。途中で最後が行き止まりになって。で、そこへ</p> <p>さんが へ売って建てるようです。で、 さんというのは、 さんというのが、5 , 6年前に亡くなられてこれは相続されたものです。</p> <p>先週火曜日に事務局と現地へ行ったのですが、まあ、境界もきちっと分かり易くなって、そがいに荒れ放題といったものでもなくて、田をされておられたというのが分かる土地なんです。たぶん、大丈夫じゃないんかと思う。境界も何ともないし。ほいで、片方はあんだけ家が建っております。ちょうど市街化と調整区域の境の土地です。ほいじゃけえ、 建設の工場の後ろ側で、 さんがあそこで大豆を作りよりんさるよね。黒大豆を。そこの隣です。</p> <p>息子さんと長女がおられたんですが、手伝わんのかどうかしらんが、まあ作ろうと思えば機械も買わないといけんし、まあそういうことです。</p>
議長	<p>当案件について、何か質問はありませんか。</p>

